

「ひがししらかわ魅力発信事業」業務 仕様書(案)

1 委託業務の名称

「ひがししらかわ魅力発信事業」業務

2 目的

(1) 東白川郡キャンプ場発信事業

東白川郡4町村(棚倉町・矢祭町・埴町・鮫川村)は、若者の流出や少子高齢化による深刻な過疎化に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響による観光客の減少により、地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

このような現状を打破するため、東白川郡の魅力的な施設や産品、飲食店などの地域資源について、近隣地域や隣接県の住民を中心に情報発信することで、地域全体の認知度の向上を図るとともに、マイクロツーリズムを主とした交流人口の拡大を推進することを目的とする。

(2) 水郡線フォトコンテスト事業

福島県郡山市と茨城県水戸市を繋ぐ水郡線は、人口減少に加え新型コロナウイルス感染症等の影響により利用客の落ち込みが見られる。

ローカル線の持つのどかな田園風景や美しい景色を発見・発信できるフォトコンテストを実施することにより、水郡線の維持・活性化を目的とした魅力発信を行う。

3 業務内容

(1) 東白川郡キャンプ場発信事業

ア コンセプト

東白川郡の強みを活かした「行ってみたいくなる」キャンプ場

- 「キャンプ場」をメインスポットとし、キャンプ場への移動経路にあわせた「ローカルスーパー/道の駅(買い出し)」「サウナ(温泉)」「観光名所(立寄り)」等を含むモデルコースとして発信する。

※ ローカルスーパー：チェーン展開をしていないスーパーや、個人事業主等が経営するスーパー

イ ターゲット

- ・ 近隣県及び県内在住のキャンパー、キャンプをこれからしてみたい方
- ・ キャンプ場へ自家用車で2時間程度の距離に居住する、20～50代までの男女

〈参考 URL〉

■山本キャンプ場（福島県東白川郡棚倉町大字北山本字小檜沢 94 番地 2）

<http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000346.html>

■鹿角平観光牧場 キャンプ場（福島県東白川郡鮫川村青生野世々麦 343）

<https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page001589.html>

ウ 具体的な内容

① キャンプ場及び近隣施設等への取材

- ・各町村 1 施設以上のキャンプ場を取材すること。
- ・取材したキャンプ場近隣の、「ローカルスーパー/道の駅(買い出し場所)」「温泉(サウナ)」「観光名所(立寄り)」等も併せて取材すること。

② Web サイト等による情報発信

- ・①で取材した内容を、WEB サイトや Youtube、SNS、誌面のいずれかにより情報発信すること（複数の媒体での発信も可）。
- ・情報発信にあたっては、著名人やインフルエンサー等を活用すること。
- ・キャンプ場利用者へのモデルコースを視聴者（読者）へ提案できる形とすること。
- ・インターネットを利用した情報発信を行う場合は、掲載した記事・動画等へ誘導するために、オンライン広告を掲載すること。

- ③ 上記①～②の業務のほか、東白川郡キャンプ場の発信に資する企画を提案し、県と協議の上、実施すること。

(2)水郡線フォトコンテスト事業

- ・Instagram において、水郡線全線を対象としたフォトコンテストを開催し、受賞者には福島県県南地域のものを一点以上含む、水郡線沿線の特産品等を用意し、贈呈すること。
- ・フォトコンテスト実施にあたっては、福島県県南地方振興局公式 Instagram アカウント (@shirakawa_style) のフォローを作品応募時の必須条件とすること。
- ・フォトコンテストの対象は「水郡線の列車や駅及び線路」のいずれかを含む写真とし、作品の応募期間は 3 ヶ月程度確保すること。
- ・応募作品の中から入選作品を 4 点程度選考し、入選作品を使用したポスターを製作し、県内外へ掲示すること。
- ・応募作品の一次選考（20 点程度への絞り込み）の補助作業を行うとともに、最終選考会及びポスター完成発表会の企画・運営を行うこと（最終選考の委員は県（6 名程度）が別途決定するものとする）。

- ・ポスターサイズと最低納入枚数は B2 : 100 枚、B1 : 10 枚とし、県が指定する納入場所(10 カ所程度)に送付すること。
- ・フォトコンテストの開催について広く周知するための方法を検討し、実行すること。

〈注意事項〉

■企画提案書の作成にあたっては、水郡線の運営元である JR 東日本への直接の問い合わせは控えること。

(3)実績報告書の作成

上記(1)～(2)の経過が分かる実績報告書を作成すること。

4 仕様変更等

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

(2) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、県と受託者が協議して定める。